

【フランス】既存の原子力施設用地への原子炉等の新設に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2023年6月、原子力発電を推進するために、既存の原子力施設用地への原子炉等の新設に係る手続を簡素化し、原子炉等の建設を加速するための法律が制定された。

1 背景と経緯

2022年2月、マクロン (Emmanuel Macron) 大統領は、2050年までにカーボンニュートラルを達成するためのエネルギー政策の基本方針の一つに原子力エネルギーの推進を挙げ、6基のEPR2 (欧州加圧水型原子炉 (European pressurized water reactor: EPR) の改良版) を建設し、また追加で8基を建設するための検討を行うと述べた¹。これに関連して、同年11月2日、新規の原子炉の建設を加速するための法案が大臣会議に提出され、上下両院の審議を経て2023年5月16日に可決された。同法案は、60人以上の下院議員の請求により憲法院の合憲性審査に付されたが、同年6月21日、一部を除いて合憲と判示された²。翌22日、「既存の原子力施設の用地 [内の既存の施設] の隣接地への新たな原子炉の建設に関わる手続の加速及び既存の原子炉の運転に関する法律第2023-491号」³が制定された (一部を除いて同月24日施行)。

2 主な内容

本法律は全4章30か条から成り、第1章 (第1条～第6条) は原子力発電に関する規定、第2章 (第7条～第18条) は原子炉の建設に必要な手続に関する規定、第3章 (第19条～第22条) は既存の原子力施設に関する規定、第4章 (第23条～第30条) は諸規定である。

(1) 原子力発電に関する目標のエネルギー法典からの削除 (第1条)

フランスでは、①2035年を目途にフランスの電源構成における原子力の割合を50%に削減すること⁴、②国内で稼働する全原子力発電所の最大発電量が合計63.2GW (ギガワット) を超えるような発電施設の新設を認可しないことが法律で定められている (エネルギー法典L第100-4条、L第311-5-5条)。しかし、①及び②の目標は、先述の基本方針の原子力エネルギーの発展の促進とは両立し得ないため、第1条はこれらの目標を同法典から削除する。

(2) 既存の原子力施設の用地への原子炉等の新設手続の簡素化 (第2章：第7条～第18条)

フランスでは、原子力基本施設⁵の建設に先立って公開討論を実施し、その結論を元に事業者

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。[]内は筆者による補記。

¹ フランス東部のベルフォール (Belfort) での演説。“Reprendre en main notre destin énergétique!” 2022.2.10. Elysée website <<https://www.elysee.fr/front/pdf/elysee-module-19285-fr.pdf>>

² 憲法院は、第3条を始めとする7か条及び第9条IIIを便乗立法 (法律の本来の目的とは無関係の規定) とし、第17条を権力分立に反するとして、違憲と判示した。

³ Loi n° 2023-491 du 22 juin 2023 relative à l'accélération des procédures liées à la construction de nouvelles installations nucléaires à proximité de sites nucléaires existants et au fonctionnement des installations existantes. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047715784>>

⁴ 2015年の制定時には、2025年を目途としていたが、2019年に2035年へと延長された。なお、送電事業会社 RTEによると、2022年の電源構成における原子力の割合は63%であった。

⁵ ①原子炉、②核燃料の製錬・濃縮・製造・処理・保管及び放射能廃棄物の処理・保管・貯蔵に関する施設、③放射性物質又は核分裂物質に関する施設、④粒子加速器。鈴木尊紘「フランスにおける原子力安全透明化法—原子力安全庁及び地域情報委員会を中心に—」『外国の立法』No.244, 2010.6, p.58. <<https://doi.org/10.11501/3050510>>

が建設計画の続行を決定した場合、原子力安全庁（Autorité de sûreté nucléaire: ASN）に設置許可申請を提出する。これを受け、事業者が設備工事により引き起こされ得るリスク等を十分に予防し、抑制することができるかと判断される場合にのみ、県地方長官（préfet）⁶による民意調査（enquête publique）⁷の実施及びASNの意見の提示の後に、デクレにより設置が許可される⁸。このほか、事業者は、経営許可（autorisation d'exploitation）⁹の取得等の諸手続を行う必要がある。

第2章は、上記のうち、経営許可取得等の諸手続の簡素化及び改正に関する規定である。第7条は、第2章の適用対象を①原子炉の建設・運転に関する建設工事等であること、②既存の原子力基本施設の用地内に配置されること、③本法律の施行から20年以内に設置許可申請が提出されることの3条件を満たす工事（以下「原子炉等建設」）と定める¹⁰。第8条は、原子炉等建設計画と上位の地方行政区画の都市計画¹¹との整合手続を簡略化する。第9条は、建設許可の取得免除など、都市計画に関する所定の許可の取得手続を簡素化する。第11条は、環境許可（autorisation environnementale）¹²の交付方法を改め、一部の工事を除いて設置許可を待たずに環境許可の交付日から着工することを認める。第13条は、原子炉等建設計画を沿岸法（loi Littoral）¹³の適用対象外とする。第14条は、海洋行政財産（domaine public maritime）¹⁴の使用許可に関する手続を簡素化する。第15条は、原子炉等建設計画のための取用手続を簡素化する。

（3）既存の原子炉の再検査への民意の反映の強化（第20条）

フランスでは、原子炉は10年に1度、再検査を受けなければならない、事業者は、再検査で確認された異常等の改善措置をまとめた報告書をASNに提出する。ASNは、当該報告書を基に、事業者に追加の技術的指示を出す。35年以上運転している原子炉については、県地方長官が民意調査を実施し、事業者は、当該調査の結論に従った内容で改善措置をまとめ、当該措置についてASNの承認を受けなければならない。第20条は、35年以上運転している原子炉について、事業者による改善措置のほかに、ASNによる追加指示も、民意調査の結論を考慮すべきものとする（環境法典L第593-19条の改正）。

（4）2年以上運転を停止している原子力基本施設の廃止方法の変更（第22条）

フランスでは、事業者が原子力安全担当大臣及びASNへの原子力基本施設の廃止の届出の後、連続する2年以上の間、運転を停止することで、当該施設は廃止されたとみなされる。第22条は、この2年以上の運転停止により廃止とみなすという方法を、2年以上の運転停止の後にデクレにより廃止を命ずるという方法に改める（同法典L第593-24条の改正）。

⁶ 県における国の代表者（représentant de l'Etat dans le département）で、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し、一定の行政・司法警察の権限を有する。

⁷ 環境に悪影響を与え得る工事を行う際に、その計画について住民に情報を提供し、住民の計画への参加を保証するほか、当該計画に関する住民の意見を収集するための手続。

⁸ 設置を許可するデクレは原子力基本施設のみが必要とされる。なお、デクレ（décret）は日本の政令に相当する。

⁹ 原子力発電所を含む全ての発電所について必要とされる。原子力発電所については、本法律第2条により、設置許可を経営許可の代わりにすることが認められた。

¹⁰ ②と③を満たす場合には、第2章の規定は核燃料中間貯蔵施設の建設工事にも適用され得る。

¹¹ 本法律の審議時点で予定されていたEPR2の建設は、①複数のコミューン又はコミューン間協力公施設法人（établissement public de coopération intercommunale: EPCI。コミューン間協力の法律上の組織の総称）が作成する広域統合計画と、②①の下位計画で、1のコミューン又はEPCIを対象とする地域都市計画によるものであった。

¹² 環境保護指定施設（例えば、工場、廃棄物保管施設、地上風力発電設備等）等に必要環境に関する許可。

¹³ 都市計画及び経済発展の必要性を自然空間の保護と両立させることで、沿岸地域の持続可能な管理を保証するための法律。都市計画法典第1編第2章第1節に法典化されている。

¹⁴ 領海の境界までの海岸、海底の土壌及びその地下の地層、寄州（河口や海岸に土砂が吹き寄せられてできる州）、砂州（海岸のやや沖合に細長く小石や砂が堆積してできる州）から成る行政財産。